

令和8年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

| 《目次》 | (ページ) |
|---------------------------------|-------|
| 1 特別徴収の事務について | 1 |
| 2 退職手当等に係る市民税・県民税の所得割の特別徴収について | 3 |
| 3 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記入例 | 4 |
| 4 特別徴収切替届出書の記入例 | 8 |
| 5 納入書の訂正方法の記入例 | 9 |
| 6 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 【様式】 | 10 |
| 7 特別徴収切替届出書 【様式】 | 11 |
| 8 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 【様式】 | 12 |
| 9 納入を取り扱う金融機関等について | 13 |
| 10 給与支払報告書の提出のお願い | 14 |
| 11 特別徴収に関するよくあるお問合せ | 15 |

〒243-8511
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

厚木市役所

【市区町村コード 142123】

- ◎課税・退職等の異動について
市民税課特別徴収係 電話 (046) 225-2011 (直通)
- ◎納入状況・納入方法について
収納課 収納管理係 電話 (046) 225-2020 (直通)
- ※ お問合せの際は指定番号 (税額通知書に記載されている7桁の番号) を伝えてください。

★令和8年度の異動届出書等の処理スケジュールは次のとおりです。

| 厚木市市民税課への到達日 | 特別徴収税額変更通知書発送日 |
|---|----------------|
| 令和8年5月21日(木)まで | 令和8年6月10日(水) |
| 令和8年5月22日(金)～6月30日(火) | 令和8年7月10日(金) |
| 以降、毎月末まで(土・日、祝日を除く) ※ 令和8年12月は12月25日(金)まで 令和9年4月は4月27日(火)まで | 翌月10日頃 |

特別徴収の事務について

1 特別徴収とは？

給与支払者が、毎月給与を支払う際に納税者が納めるべき市民税・県民税・森林環境税を6月から翌年5月までの12回に分けて給与から差し引き、個人に代わって納めていただく制度です。

2 徴収について

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定（変更）通知書」に基づいた月割額を、毎月の給与を支払う際に徴収してください。ただし、年税額が均等割のみの場合は、初月に全額徴収となります。

3 納入について

事業所の特別徴収税額の納期限は、徴収すべき月の翌月の10日（10日が土・日曜日、祝日等金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）です。

（例：9月分の納期限は10月13日）

P13に記載してある金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を含む。）にて「市民税・県民税・森林環境税納入書」を用いて納入してください。

また、eLTAX（共通納税）を利用することで、金融機関へ出向くことなく、自宅や職場のパソコンから納付ができます。

なお、eLTAX（共通納税）や各金融機関の地方税納入サービスを利用する際は、指定番号については、ハイフンなしの数字7桁を入力（設定）してください。

◆令和8年度給与所得等に係る特別徴収税額月別納期限◆

| 月別（徴収月） | 納期限 | 月別（徴収月） | 納期限 |
|----------|------------|----------|-----------|
| 令和8年6月分 | 令和8年7月10日 | 令和8年12月分 | 令和9年1月12日 |
| 令和8年7月分 | 令和8年8月10日 | 令和9年1月分 | 令和9年2月10日 |
| 令和8年8月分 | 令和8年9月10日 | 令和9年2月分 | 令和9年3月10日 |
| 令和8年9月分 | 令和8年10月13日 | 令和9年3月分 | 令和9年4月12日 |
| 令和8年10月分 | 令和8年11月10日 | 令和9年4月分 | 令和9年5月10日 |
| 令和8年11月分 | 令和8年12月10日 | 令和9年5月分 | 令和9年6月10日 |

4 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満である事業所（市税の滞納、納付の遅納がないなど）に限り、市長に「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」を提出し、承認を受けたときは、毎月徴収した金額を年間2回に分けて納入することができます。

※ 書式は厚木市ホームページを参照してください。

5 給与所得等に係る特別徴収税額を滞納した場合

納期限までに税金が完納されないときは、税額のほかに次の利率により算出した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1か月を経過する日まで…延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合

○1か月を経過した日の翌日以降…延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

※「延滞金特例基準割合」とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

※ 地方税法に改正があった場合は、改正後の内容が適用されます。

※ 延滞金算出方法の詳細については、厚木市ホームページを参照してください。

6 年度の途中で従業員が減った場合

P2 図1参照

従業員に異動（退職、死亡、転勤等）が生じたときは、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月10日までに提出してください。

異動届出書の提出が遅れると、納入された税額と課税額が一致しないため、差額分が滞納額となって督促を受けるほか、異動した従業員が未徴収税額を一度に納める場合が生じ、従業員に迷惑が掛かることとなります。

異動届出書は遅滞なく提出して下さるよう、重ねてお願いします。

①未徴収税額（令和9年5月までの月割額）を従業員自身で納めてもらう場合

記入例P4／様式P10

従業員が退職、死亡、長期欠勤、休職等により給与の支払を受けなくなった場合は、普通徴収（個人納付）への切替が必要となりますので、異動届出書に必要事項を記入の上、提出してください（一括徴収の場合を除く。）。

②未徴収税額を一括徴収する場合

記入例P5／様式P10

令和9年1月1日以降4月30日までの退職者については、本人からの申出の有無にかかわらず、一括徴収することが義務付けられています（地方税法第321条の5第2項）。

なお、令和8年6月から12月までの退職者についても退職後における従業員の便宜を考慮し、本人の了解を得た上で未徴収税額を一括徴収してください。

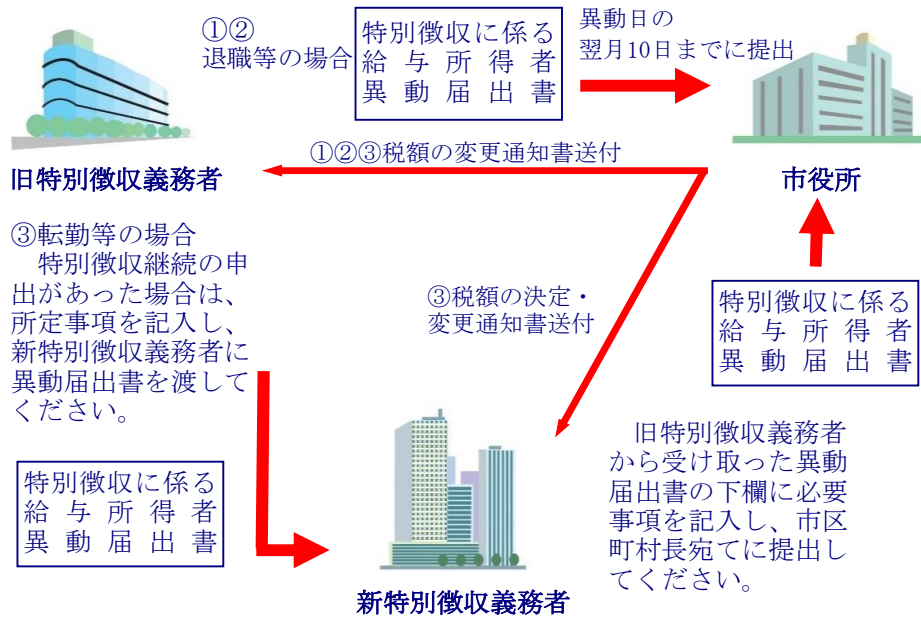
③転勤・転職により、引き続き特別徴収を継続する場合

記入例P6／様式P10

異動先の事業所を経由して提出してください。

※ ①～③について、税額通知書に氏名が記載されている方で非課税の方に異動（退職・転勤等）がある場合も同様に異動届出書を提出してください。

図 1



7 年度の途中で従業員が増えた場合 記入例 P 8 / 様式 P 11

就職等により、給与支払報告書提出後に特別徴収する従業員が増えた場合には、「特別徴収切替届出書」を提出してください。

8 特別徴収義務者(事業所)の所在地・名称等を変更する場合

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に、所定事項を記入の上、速やかに提出してください。 様式 P 12

9 給与支払報告書の提出

令和 8 年中に給与の支払があった場合は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を従業員の令和 9 年 1 月 1 日住所地の市区町村長に提出してください。

詳しい提出方法については、P 14を御覧ください。

10 税額の変更 図 2 参照

従業員個人の所得金額や控除額（医療費控除や扶養控除等）の変更により、年の途中で税額が変更する場合があります。変更後の従業員用の税額通知書を送付しますので、税額に変更のあった方に渡してください。

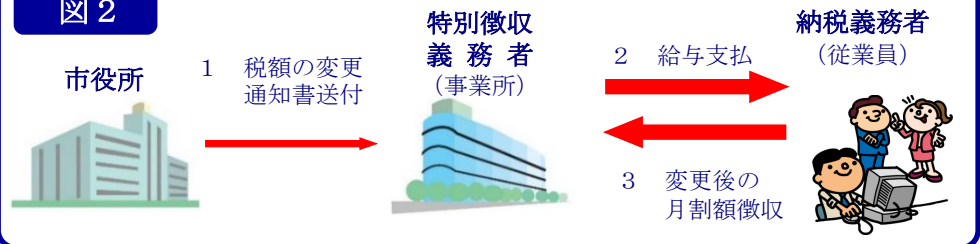
前述の 6～7 や個人の税額変更により、事業所が特別徴収する月割額が変更した場合は、変更後の事業所全体の月割額と変更該当者のみを記載した事業所用の税額通知書を送付します。

以降は変更された月割額により納入してください。

厚木市では、提出された異動届出書について毎月月末締めで入力処理を行い、翌月10日頃に変更の通知を発送します。締切日を過ぎると通知が遅くなりますので、異動届出書の提出はお早めをお願いします。

※ 5、12、4 月は表紙の処理スケジュールを参照してください。

図 2



11 納入書の取扱いについて

厚木市では、市民税・県民税・森林環境税収納事務の効率化を図るため、OCR（光学文字読み取り装置）用納入書を使用しています。6 月分から翌年 5 月分までの納入書には、「納入金額（1）」欄に貴事業所の納入すべき税額を印字して送付します（納入書不要の申出をいただいた特別徴収義務者には、送付していません。）。

なお、厚木市では、年の途中での税額変更等により、納入金額に変更が生じた場合でも、新たに納入書は送付していません。税額に変更があった場合は、変更後の納入金額を手書きで訂正し、納入してください。

訂正方法については、P 9を御覧ください。

退職手当等に係る市民税・県民税の所得割の特別徴収について

1 概要

この制度は、特別徴収義務者（事業所）が退職手当等を支払う際に、他の所得と区分して税額を計算の上、その税額を退職手当等から徴収して、退職者が退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の、1月1日現在における住所の所在する市区町村に納入するものです。退職所得に対する個人の市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

「分離課税に係る所得割」の特別徴収は、給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税と異なり、市からの通知によるものではなく、退職手当等の支払者がその支払をするときに税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市民税・県民税・森林環境税と合わせて納入することになっています。

◆課税されない退職手当◆

- (1) 死亡により退職した方に支給すべき退職手当等で、その方の相続人等に支給される場合
- (2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合

2 算出方法（※市民税・県民税を別々に算出）

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{①退職手当等の支払金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{②退職所得控除額} \\ \hline \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right] \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{③退職所得金額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{③退職所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{④税率} \\ \hline \text{市民税6\% | 県民税4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{⑤税額 (それぞれ100円未満切捨)} \\ \hline \text{市民税徴収額 | 県民税徴収額} \\ \hline \end{array}$$

※1 平成25年1月1日以後に勤続年数が5年以下の法人役員等（法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員、国家公務員及び地方公務員）に支払われるべき退職手当等については、上記の計算過程のうち2分の1を乗じる措置の適用はありません。

※2 令和4年1月1日以後に支払を受ける勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職手当等についても、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について2分の1課税の適用はありません。

3 納入方法

- ・毎月の特別徴収税額と合わせて、支払のあった日の翌月10日までに納入してください。
- ・毎月使用している納入書に、退職所得分を手書きで書き足して使用します。
- ・納入書の表面「給与分」欄に月割額を、「退職所得分」欄に退職所得にかかる税額（市民税・県民税を合わせた額）を記入し、「合計額」を算出した上で納入してください。
- ・納入書の裏面の「納入申告書」に、以下の6点を忘れずに記入してください。

- ① 「 年 月分」…退職手当等を支払った年月
- ② 「人員」…退職手当等を支払った人数
- ③ 「退職者氏名」…各退職者別に氏名、退職年月、勤続年数及び支払った退職手当等の金額を記入してください。
対象者が3人を超える場合、この欄の記入は不要です。
- ④ 「退職手当等支払金額」…支給した退職手当等の合計金額を記入してください。
- ⑤ 「市民税」…退職所得等から徴収した市民税額
- ⑥ 「県民税」…退職所得等から徴収した県民税額

退職所得控除額は勤続年数に応じて計算します。
勤続年数（1年未満は端数切上げ）が

- ア) 20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
- イ) 20年を超える場合
80万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障がい起因する退職の場合、ア又はイに100万円を加算

| 市民税 県民税 | | 納入申告書 | | (退職所得分) | |
|---|-------------|--------------------|------|---------|--------------|
| (宛先) 厚木市長 | | 令和 8 年 10 月 9 日 提出 | | | |
| 令和 8 年 9 月分 | | 退職年月 | 勤続年数 | 人員 | 2 人 |
| 退職者氏名 | 厚木 五郎 | 8.9 | 20年 | 退職金 | 12,312,300 円 |
| | 旭 一郎 | 8.9 | 9年 | 退職金 | 5,250,000 円 |
| | | | | 年退職金 | |
| 退職手当等支払金額 | | + | 千 | 百 | 十 |
| | | | 1 | 7 | 5 |
| | | | 6 | 2 | 3 |
| | | | 0 | 0 | 0 |
| 特別徴収税 | | + | 千 | 百 | 十 |
| ⑤ 市民税 | | | 1 | 7 | 8 |
| ⑥ 県民税 | | | 1 | 1 | 9 |
| | | | 2 | 0 | 0 |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | | | |
| 特別徴収義務者 | 住所(居所)又は所在地 | 厚木市中町3-0-0 (受付印) | | | |
| | 氏名又は名称 | 〇〇商事株式会社 | | | |
| | 法人番号又は個人番号 | 1 | 2 | 3 | 4 |
| | | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | | 9 | 0 | 0 | 0 |

記入例 4

①年度当初に届いた「特別徴収税額の決定通知書」に、既に退職している等、特別徴収できない従業員の名前が記載されている場合
 ②令和8年中に厚木市外に転出した方がいて、その方の令和9年度の給与支払報告書を転出した市区町村に提出した後に、その転出した方が、退職した場合

- ①の場合・・・この記入例の異動届出書を速やかに提出してください。
 ※異動届出書の提出があった場合、改めて税額変更通知書を送付します。
- ②の場合・・・令和8年度（令和9年5月まで）は厚木市で課税となりますので、厚木市にはP5の令和8年度の異動届出書を速やかに提出してください。令和9年度（令和9年6月以降）は転出した市区町村で課税となりますので、転出先の市区町村にはこの記入例の令和9年度の異動届出書を提出してください。
- ◎例4・・・年度当初の通知書に、令和8年3月31日に既に退職した従業員の名前が記載されていた場合

「給与支払報告」に○を付けてください。

賦課期日（1月1日）の住所を記入してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記入してください。

| | | 年度 | | 1. 現年度 | 2. 新年度 | 3. 両年度 | |
|--|-------------------|------------|------------------------|---------------|-------------|------------------------|--|
| (宛先) 厚木市長 令和8年5月17日提出 | | 所在地(住所) | 〒243-0018 厚木市中町○丁目○番○号 | | 特別徴収義務者指定番号 | ○○○○○○○ | |
| | | フリガナ | ケンミンセイタロウ | | 宛名番号 | 1 | |
| | | 氏名又は名称 | 株式会社 市民税商事 | | 担連課・係氏名 | 総務課総務係 住民 税美 | |
| | | 個人番号又は法人番号 | ○○○○○-○○○○○-○○○○○ | | 担連当路者先 | 電話 046-○○○-○○○ 内線(○○○) | |
| フリガナ | ケンミン セイタロウ | | 異動年月日 | 8年 1月 31日 | | | |
| 氏名 | 県民 税太郎 | | 異動の事由 | 1. 退職 | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 63年 10月 28日 | | 異動後の未徴収税額の徴収方法 | 3. 普通徴収(本人納付) | | | |
| 個人番号 | ○○○○○-○○○○○-○○○○○ | | 特別徴収税額(年税額) | 円 | | | |
| 受給者番号 | ○○○○○ | | 徴収済額 | 円 | | | |
| 1月1日現在の住所 | 厚木市中町○丁目○番○号 | | 未徴収税額(ア)-(イ) | 円 | | | |
| 異動後の住所 | 横浜市港区新横浜○○○番○号 | | 特別徴収税額(ア)に斜線を引いてください。 | | | | |
| 1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号: (新規) _____ 所在地(住所): _____ フリガナ: _____ 氏名又は名称: _____ 担当連絡先: _____ 電話: _____ 内線() _____ 納入書の要否(預税の場合のみ記入): <input type="checkbox"/> 右の該当する番号を記入 1. 必要 2. 不要 | | | | | | | |
| 2. 一括徴収の場合 理由: <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日: ____月 ____日 徴収予定額(上記(2)と同額): _____円 左記の一括徴収した税額は、____月分(翌月10日納入期限分)で納入します。 | | | | | | | |
| 3. 普通徴収の場合 理由: <input checked="" type="checkbox"/> 1. 異動が令和元年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため ※市町村記入欄 現() 新() 年() 差() 一括() セロ() 普切() 期() 相続(有・無) 納管(有・無) 特記() | | | | | | | |

指定番号と宛名番号とは税額通知書に記載されている番号です。必ず記入してください。

税額を記入する必要はありません。(ア)～(ウ)に斜線を引いてください。

「3」と記入してください。

記入例5 就職等により、今まで普通徴収（従業員自身で納付）だった方を特別徴収へ切り替える場合

◎例5・・・年税額84,400円の方が令和8年8月1日に入社した場合

| | | | | |
|---------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 年税額 | 1期分（6月30日納期限） | 2期分（8月31日納期限） | 3期分（11月2日納期限） | 4期分（2月1日納期限） |
| 84,400円 | 21,400円 | 21,000円 | 21,000円 | 21,000円 |

年税額（ア）84,400円

普通徴収分（イ）21,400円

未徴収税額（ウ）63,000円＝特別徴収へ切り替える総額

切替届出書は、異動後、速やかに提出してください。

賦課期日（1月1日）の住所を記入してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記入してください。

特別徴収切替届出書

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|-------------------------------------|--|---|--|
| 提出日 令和8年8月20日 | | 所在地（住所） 〒243-0018 厚木市中町3丁目17番17号 | | 市区町村使用欄 | |
| 提出先 (宛先) 厚木市長 | | フリガナ 株主支払者 株式会社 市民税商事 | | 特別徴収義務者 指定番号 〇〇〇〇〇〇 | |
| 代表者 氏名 代表取締役 市民税商事 | | フリガナ ケミン ゼイタロウ | | 係 総務課総務係 | |
| 受給者番号 〇〇〇〇〇 | | 氏名 氏名 住民 税美 | | 電話 046 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | |
| 生年月日 昭和・平成 63年10月28日 | | フリガナ 氏名 県民 税太郎 | | 期別を〇で囲んでください。 〔 1・2・3・4・5・6 〕 期以降を切替希望 | |
| 1月1日現在の住所 〒243-0018 厚木市中町〇丁目〇番〇号 | | 受給者番号 〇〇〇〇〇 | | ※ 普通徴収の納期限を過ぎたもの・過年度分は、特別徴収への切替ができません。 | |
| 現在の住所 同上 | | 普通徴収切替期別 9 | | 特別徴収開始予定月 9月分（10月13日納期分）から特別徴収を開始します。 | |
| | | 届出理由 1 入社 2. その他（ ） | | 必要な場合のみ記載してください。 | |
| | | 月割連絡 9月16日までに連絡が必要 | | ※ 税額通知書の送付（翌月10日頃）が間に合う場合は電話連絡を省略します。 | |

既に厚木市で特別徴収義務者に指定されている事業者は、指定番号を必ず記入してください。厚木市での特別徴収が初めての事業者は、記入は不要です。

厚木市では、月末までに届いた異動届をもとに、10日頃に変更の通知を発送します。事務処理上、それ以前に月割額を確認したい場合は、記入してください。
※正式な通知ではなく事前の電話連絡となりますので御了承ください。

●特別徴収への切り替えのお願い
年度途中の入社であっても、特別徴収への切り替えに御協力ください。なお、切替届出書の市民税課への到達が普通徴収の納期を過ぎた場合、**納期の過ぎた分は特別徴収には切り替えられません**ので、必ず従業員自身で納付するようお願いください。

| | | | |
|------|--------|-------------|-------------|
| 税額連絡 | 月 | 日 | 連絡済 |
| 市処理欄 | 普通引き抜き | 納付書添付 | 収納状況確認 |
| | 済・不要 | 1・2・3・4・5・6 | 1・2・3・4・5・6 |
| | | | 口座確認 |
| | | | 資料確認 |
| | | | 別給・確（有・無） |

／ 入力済

記入例 6

- ① 納入金額が納入書の「納入金額 (1)」欄の税額と異なる場合
 (納入金額が納入書の「納入金額 (1)」欄の税額と一致する場合は、何も記入せず、そのまま納入してください。)
- ② 退職所得に係る税額を合わせて納入する場合

● 記入上の留意点

- (1) 黒のボールペン又はペンで記入してください。
- (2) ¥ 記号は記入しないでください。
- (3) 修正液は使用しないでください。
- (4) 訂正印は不要です。
- (5) 納入済通知書は折ったり、汚したりしないでください。

< 記入例 >

| 留意いただく点 | 良い例 | 悪い例 |
|-------------|-----|-----|
| ワクから出ないように | 3 5 | 3 5 |
| 上をふさがない | 4 | 4 |
| 続けて書かない | 0 0 | 0 0 |
| 不必要な飾りは書かない | 7 1 | 7 1 |
| 上を離さない | 0 | 0 |
| 丸めない | 2 3 | 2 3 |

退職所得に係る税額のみを納入する場合は、納入書（退職所得分用）を厚木市のホームページからダウンロードして御利用ください。（「厚木市退職所得」と検索してください。）

※ 退職手当等に係る市民税・県民税の所得割を納入される際は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書（退職所得分）」を記入してください。（法人番号（13桁）が必要となります。）記入方法についてはP3を参照してください。

① 納入金額が納入書の「納入金額 (1)」欄の税額と異なる場合

| | | |
|--|----------------------------|-----------------------------------|
| 令和 8 年 8 月分 | 指 定 番 号 X X X X X X X X | 納入金額(1) 1,710,000 円 |
| 142123 | 納 入 金 額 | 給与分 (一括徴収分を含む) |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記載してください。 | 退職所得分 | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納期限 令和 8 年 9 月 10 日 | 延滞金 | 0 0 1 8 3 6 0 0 0 |
| | (2) 合計額 | 0 0 1 8 3 6 0 0 0 |

「納入金額 (1)」欄を2本線で抹消してください。

「納入金額 (2)」欄の「給与分」欄、「合計額」欄に納入すべき税額を記入してください。

② 退職所得に係る税額を合わせて納入する場合

| | | |
|--|----------------------------|-----------------------------------|
| 令和 8 年 8 月分 | 指 定 番 号 X X X X X X X X | 納入金額(1) 1,710,000 円 |
| 142123 | 納 入 金 額 | 給与分 (一括徴収分を含む) |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記載してください。 | 退職所得分 | 億 千 百 十 万 千 百 十 円 |
| 納期限 令和 8 年 9 月 10 日 | 延滞金 | 0 0 1 7 1 0 0 0 0 |
| | (2) 合計額 | 0 0 1 8 0 5 2 0 0 |

「納入金額 (1)」欄を2本線で抹消してください。

「納入金額 (2)」欄の「給与分」欄、「退職所得分」欄及び「合計額」欄に記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------|------------------|----------------|-----------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------|-------------------------|--------------------|
| | | | | 年度 | | 1 現年度 | 2 新年度 | 3 両年度 | |
| (宛先) 厚木市長 令和__年__月__日提出 | | 〔特別徴収者〕 給与支払者 | 所在地 (住所) | 〒 | | 特別徴収義務者 指定番号 | | ※ 市区町村 ごとに異な ります。 | |
| | | | フリガナ | | | 宛名番号 | | | |
| | | | 氏名又は名称 | | | 担連 当絡 者先 | 課・係 | | |
| | | | 個人番号 又は法人番号 | | | 氏名 | | | |
| | | | | - 個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記入 | | 電話 | | 内線 () | |
| 給 与 所 得 者 | フリガナ | | | (ア) 特別徴収税額 (年税額) | (イ) 徴収済額 | (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) | 異 動 年 月 日 | 異 動 の 事 由 | 異動後の未徴収 税額の徴収方法 |
| | 氏 名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | 月 月 月 月 月 月 月 月 | 月 月 月 月 月 月 月 月 | 年 月 日 | | |
| | 受給者番号 | | | | | | | | |
| | 1月1日 現在の住所 | | | | | | | | |
| 異動後の 住所 | | | 円 | 円 | 円 | | | | |

1. 特別徴収継続の場合

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------|----|--|----------------------------|-----|----------|---------------------|--|----------------------------------|
| 新 し い 勤 務 先 | 特別徴収義務者 指定番号 | 新規 | | 個人番号 又は法人番号 | | | 新しい勤務先へは、月割額_____円を | | |
| | 所在地 (住所) | 〒 | | 担 当 者 連 絡 先 | 課・係 | | | _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 | |
| | フリガナ | | | | 氏名 | | | 受給者番号 | |
| | 氏名又は名称 | | | | 電話 | - 内線 () | | 納入書の要否 (新規の場合のみ記入) | 右の該当 する番号 を記入 1 必要 2 不要 |

2. 一括徴収の場合

| | | | | | |
|--------|---------------------|-----------------------------------|--------|---------------------|---|
| 理 由 | 右の該当 する番号 を記入 | 1 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出があったため | 徴収予定月日 | 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) | 左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。 |
| | | 2 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため | 月 日 | 円 | |

3. 普通徴収の場合

| | | | | |
|--------|---------------------|---|-------------|------------------------------------|
| 理 由 | 右の該当 する番号 を記入 | 1 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出がないため | ※市町村 記入欄 | 現 () 新 () |
| | | 2 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため | | 年 差 一括 ゼロ 普切 |
| | | 3 死亡による退職であるため | | 期 () 相続(有・無) 納管(有・無) 特記 () |

特別徴収切替届出書

| |
|---------|
| 市区町村使用欄 |
|---------|

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------|-----------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|------------------|--|----|---|---|
| 令和 年 月 日 提出 (宛先)厚木市長 | 給与支払者 (特別徴収義務者) | 所在地(住所) | 〒 — | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指定番号 | ※ 市区町村ごとに異なります。 | | | | |
| | | フリガナ | | | | | | | | | | | | 新規の場合、納入書 (要・不要) | | | | |
| | | 名称(氏名) | | | | | | | | | | | 担当者 連絡先 | 係 | | | | |
| | | 代表者 氏名 | | | | | | | | | | | | 氏名 | | | | |
| 個人番号又は法人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | 電話 | — | — |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------|---|---|
| 給与所得者 | フリガナ | | | | | | | | | | | 受給者番号 | 普通徴収 切替期別 | 期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 〕 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたもの・過年度分は、特別徴収への切替ができません。 |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | |
| | 生年月日 | 昭和 ・ 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | 特別徴収 開始予定月 | <input type="checkbox"/> 月分 (月 日納期分) から 特別徴収を開始します。 | |
| | 1月1日現在の住所 | 〒 — | | | | | | | | | | 届出理由 | 1 入社 2 その他 () | |
| | 現在の住所 | 〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。 | | | | | | | | | | 月割額 の連絡 | 必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに連絡が必要 ※ 税額通知書の送付(翌月10日頃)が間に合う場合は電話連絡を省略します。 | |

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※ 納付済みの分や口座振替の場合は不要です。
※ 本人宛ての納税通知書は添付不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたもの及び過年度分は、特別徴収への切替ができないので、自分で納めるように必ずお伝えください。
- 口座振替を利用している方については、納期限の10営業日前を過ぎると変更できなくなります。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 特別徴収の開始予定月は、税額通知書の送付日、給与計算の締切日等を考慮して記入してください。

| | | |
|------|----------------|-----------------------|
| 市処理欄 | 税額連絡 | 月 日 連絡済 |
| | | ___月: 円 / ___月以降: 円 |
| | 普徴引き抜き | 済 ・ 不要 |
| | 納付書添付 | 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 |
| | 収納状況確認 | 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 |
| | 口座確認 | 無 ・ 有 () |
| 資料確認 | 別給 ・ 確 (有 ・ 無) | |

/ 入力済

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市区町村使用欄

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-----------------|----------------|------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------|----|--|-----------------|--|----|
| 令和 年 月 日 提出 (宛先) 厚木市長 | (特別徴収義務者) 給与支払者 | 所在地 (住所) | 〒 — ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。 | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | | | ※ 市区町村ごとに異なります。 | | |
| | | 名 称 (氏 名) | | | | | | | | | | | 担当者 連絡先 | 所属 | | | | |
| | | 代 表 者 職 氏 名 | | | | | | | | | | | | 氏名 | | | | |
| | | 個人番号 又は法人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | 電話 |

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要ですが、個人事業主の場合は提出が必要となります。

変更年月日 年 月 日

| 事 項 | 変 更 前 (旧) | ※ 変更項目のみ記入してください。 | 変 更 後 (新) | ※ 変更項目のみ記入してください。 |
|-----------------------|--|-------------------|-------------|-------------------|
| フリガナ | | | | |
| 所 在 地 (送付先) | 〒 — | | 〒 — | |
| フリガナ | | | | |
| 名 称 | | | | |
| 電 話 番 号 | — — (内線) | | — — (内線) | |
| 変 更 事 由 (該当番号に○) | 1 事務所等移転【登記変更有】 2 送付先変更 3 社名(名称)変更 4 法人成り【別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。】 5 個人事業化【別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。】 6 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7 合併による変更【下欄を記入してください。】 8 分割による変更【下欄を記入してください。】 9 その他() | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|----------------|--------------------|-----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------------------|--|--|-----------------|
| 統合・合併・分割後の指定番号 | 1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 | 統合・合併・分割される事業所 | 所 在 地 | 〒 — | | | | | | | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | | | ※ 市区町村ごとに異なります。 |
| | 2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。 | | フリガナ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 名 称 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 電 話 番 号 | — — (内線) | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 個人番号 又は 法人番号 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 法人番号が変わる場合は、継続使用できません。 | | 指定番号 | | | | | | | | | | | ※市区町村ごとに異なります | | | |
| | | | 指定番号 | | | | | | | | | | | ※市区町村ごとに異なります | | | |

◆納入を取り扱う金融機関等◆

(令和8年4月1日現在)

厚木市役所〔指定金融機関窓口(本庁舎1階)〕

| | |
|---------|------------|
| みずほ銀行 | 平塚信用金庫 |
| 三菱UFJ銀行 | 中栄信用金庫 |
| りそな銀行 | 中城南信用金庫 |
| 横浜銀行 | 相模南信用組合 |
| 静岡銀行 | 相模中央労働金庫 |
| スルガ銀行 | 厚木市農業協同組合 |
| きらぼし銀行 | ゆうちょ銀行・郵便局 |

- ※ 三井住友銀行での窓口納付は終了しておりますが、インターネットバンキングを利用した個人地方税納付サービスは引き続き御利用いただけます。
- ※ みずほ銀行での窓口納付は令和8(2026)年6月30日で終了となりますが、インターネットバンキングを利用した個人住民税一括納付サービスは引き続き御利用いただけます。
- ※ eLTAX(共通納税)による電子納付も利用できます。
- ※ 次の都県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「指定通知書」に提出年月日・ゆうちょ銀行名又は郵便局名を御記載の上、第1回目の振込の際に納入書とともにゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

◆「指定通知書」不要の都県◆

神奈川県 東京都 山梨県 埼玉県
茨城県 栃木県 群馬県 千葉県

なお、前年度利用したゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、改めて「指定通知書」を提出する必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様

郵便局長 様

厚木市長

(公印省略)

指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の
市民税・県民税(特別徴収)取扱局に指定しましたの
で通知します。

| | |
|--------|----------------|
| 承認番号 | 貯業2第3439号 |
| 口座番号 | 00200-8-960030 |
| 加入者の名称 | 厚木市会計管理者 |
| 取りまとめ店 | 横浜貯金事務センター |

きりとり線

◆◆◆給与支払報告書の提出のお願い◆◆◆

令和8年中に給与の支払があった場合は、雇用形態・金額の多少にかかわらず、全て給与支払報告書を作成し従業員の令和9年1月1日住所地の市区町村に、1月末までに御提出いただきますようお願いいたします。

● 個人別明細書作成における注意点

【氏名について】

- ・漢字氏名だけでなく、フリガナも必ず記入してください。
- ・婚姻等により、事業所内で旧姓を使用している場合も、**戸籍上の氏名**で提出してください。

【住所について】

- ・令和9年1月1日現在の従業員の住所を記入してください。
(令和8年中に退職してその後の住所が不明な場合は、退職時の住所で結構です。)
- ・**1月1日に住んでいた所が住民登録地と異なる場合は、摘要欄に住民登録地**を記入してください。未記入の場合、提出後に再確認をお願いすることがあります。

【個人番号について】

- ・社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に伴い、給与支払報告書（総括表・個人別明細書）にマイナンバーの記入が必要となりますので、必ず記入してください。

● 給与支払報告書の提出における注意点

【提出形態について】

- ・右図のとおり重ね、クリップで留めて提出してください。
(ホチキス留めはしないでください。)
- ・「普通徴収切替理由書」に人数を記入した方のみ、個人別明細書の**摘要欄に該当する符号**を記入して普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の後ろに綴ってください。

【総括表について】

- ・12月上旬に事業所名が印字された総括表を送付する場合があります。
- ・送付がない場合は窓口又は厚木市のホームページから取得できる様式を利用してください。

【普通徴収切替理由書（兼仕切紙）について】

- ・詳しい記載方法については、厚木市のホームページを御覧ください。
- ・普通徴収切替理由書（兼仕切紙）記載の理由（普A～普F）以外での普通徴収は認められませんので御注意ください。
- ・eLTAXにて給与支払報告書を提出する場合も同様に、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の記載の理由（普A～普F）を摘要欄に記入した上で、普通徴収対象者欄にチェックを入れてください。記入がない場合、特別徴収として取り扱いますので、御注意ください。なお、eLTAXでの提出に限り、普通徴収切替理由書（兼仕切紙）を別途作成し添付する必要はありません。

eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書の提出や納税ができます。

eLTAX（エルタックス）は地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用して地方税における手続（電子申告、共通納税、届出）ができます。

申告情報や特別徴収税額通知内容を共通納税システムに反映させ、全ての都道府県、市区町村へ一括して電子納付することができます。

詳しくは、地方税共同機構のホームページを御覧ください。

⇒ <https://www.lta.go.jp/>

《注意》eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する際、個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用・納税義務者用）の受取方法を「電子データ」又は「書面」のどちらかを選択する必要があります。

給与支払報告書（総括表）

事業所ごとの表紙に当たるものです。報告人員が1人の場合も添付してください。

給与支払報告書（個人別明細書）

特別徴収（給与差し引き）の従業員
普通徴収へ切り替える特別な理由がない場合は、すべてこちらに綴ってください。

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

給与支払報告書（個人別明細書） 普通徴収（自分で納付）の従業員
普通徴収切替理由書（兼仕切紙）に人数を記載した従業員のみを綴ってください。
退職者以外は全て普通徴収切替理由書（兼仕切紙）に記載の理由（普A～普F）を摘要欄に記入してください。

特別徴収に関するよくあるお問合せ

Q 1 年度初めに届いた「特別徴収税額の決定通知書」に既に退職している従業員の名前があるときはどうしたらいいですか？

A 1 速やかに「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」（異動届出書）を市民税課に御提出ください。
詳しい記入方法についてはP 7を御覧ください。

Q 2 月割額を誤って納めてしまったときはどうしたらいいですか？

A 2 まずは**収納課 収納管理係**に御連絡ください。
多く納めてしまった場合は、還付又は翌月の納入額から減らす等の御相談をいたします。
なお、少なく納めてしまった場合は、翌月の納入額で調整することもできますが、金額によって延滞金がかかったり、納税証明書が発行できなかったりするおそれがあります。

Q 3 令和8年1月に令和8年度給与支払報告書を提出した後、令和8年3月末に「普通徴収切替理由書」で退職予定に含めた従業員が退職し、令和7年度の住民税は一括徴収しました。異動届出書を提出する必要はありますか？

A 3 令和8年度（令和8年6月分以降）の異動届出書の提出は不要ですが、令和7年度（令和8年5月分まで）の異動届出書の提出は必要です。
詳しい記入方法についてはP 5を御覧ください。

Q 4 従業員の税額変更通知書が届きましたが、どういった理由で変わったのでしょうか？

A 4 税額の変更理由の詳細については本人にしかお答えできないため、従業員本人から市民税課にお問い合わせください。
なお、一般的には次のような場合が考えられます。

- ① 期限後に確定申告をした場合や、既に確定申告した方が修正申告や更正の請求をした場合
- ② 被扶養者の所得が限度額を超えていることが判明したため、配偶者控除や扶養控除等が否認された場合
- ③ 年の途中で、当初申告されていた所得以外の所得があることが判明した場合

◎課税・退職等の異動について 市民税課特別徴収係 電話 (046) 225-2011 (直通)
◎納入状況・納入方法について 収納課 収納管理係 電話 (046) 225-2020 (直通)